

Ⅲ 収納率向上のための方策等

金沢市も他の市町村と同様に収納率の低下、収入未済額が増加傾向にある。このような状況の中、収納率の向上に向けた施策、方針についての実施状況及び今後の方針についての検討を行った。

現在、収納率の向上に向けて、金沢市では次のような対応を行っている。

(1)資格・納入担当職員による夜間訪問催告、土・日・祝日訪問催告

(2)課員全員による電話催告

(3)口座振替の推奨

(4)低所得者に対する減免や分割納入

また、今後の方針として

(1)資格・納入担当職員による夜間訪問催告、土・日・祝日訪問催告の回数の増加

(2)経済的余裕のある第5段階の滞納者を重点とした徴収を検討中である。

現在の金沢市の介護保険料の収納率を見ると、平成16年度実績では収納率が中核市の中で3位(98.85%)と他市と比較して高い収納率となっており、収納率向上の方策は効果をあげていると判断される。

ただし、近年収納率が低下しており、収入未済額は増加傾向にある。また高齢者は今後も増加傾向にあるので現在の対応策では今後十分な対応ができなくなる虞がある。

従って、今後の対応策として以下のような事項を追加検討していく必要があると考えられる。

1. 納付機会の確保による収納率の向上

現在、納付書による納付は、銀行、信用金庫等の金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関及び金沢市収納代理金融機関に限られている。

現在ではこれら金融機関の支店の統廃合が進んでおり、金融機関が近くにない場合が多くなっている。そこで、郵便局での納付機会を増やせば納付窓口が増え、また、比較的各地域に存在する郵便局の利便性を考えると、収納率の向上に役立つものと考えられる。

また、納付機会を確保する方法として、現在、船橋市等の複数の市にて実施されているコンビニエンスストアでの納付機会の確保が考えられる。現在では石川県ベースではあるが、400件弱の店舗があり、また、24時間営業となっている店舗も少なくない。ここでの納付機会を増やすことにより、より利便性が向上し、収納率の向上に役立つものと考えられる。

2. 他の関係各課との連携による徴収の実施

現在、介護保険課では「資格・納入担当」の者が、電話催告を行い、業務の合間、あるいは夜間及び休日に個別に訪問し保険料の徴収を実施している状況にある。ただし、年々増加している滞納者に対して、現在の方法では今後は、職員の負担も増加し、滞納者への十分な対応も実施されなくなる可能性が考えられる。

また、介護保険料の滞納者は、国民健康保険料あるいは他の市税も滞納している可能性があり、互いに情報を共有することが効率性の向上に繋がると考えられる。

第5 市営住宅使用料収入未済額の管理・事務について

I 市営住宅の現状

(1) 概要

金沢市の市営住宅は平成17年5月現在において、総管理戸数3,521戸であり、内3,214戸が入居しており、307戸は空き室となっている。空き室は約半分程度が政策空き室であるが、建物の老朽化等に伴う不人気を原因とする滞留空き室も年間30件程度ではあるが発生している。

市営住宅は公営住宅法に基づいて建設運営管理が行われており、公営住宅法ではその目的が次のように定められている。

公営住宅法

第1条

この法律は国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

すなわち市営住宅制度は国と市の財政負担で低所得者を対象に低廉な家賃で住宅を供給することが目的であり、家賃についても近傍同種の住宅家賃と入居者負担基準額との差額の2分の1を国が市に補助すると共に、残額を金沢市が負担することにより、住宅利用者の負担の軽減を図る仕組みとなっている。

具体的な家賃の決定手続きは金沢市営住宅条例14条及び15条に定めるとおりである。

すなわち、入居者は毎年7月に収入を申告することとされ、提出された申告額を基に、入居者の所得月額に応じて国が全国一律に定める金額である家賃算定基礎額が決定され、入居者は自分の所得に応じた家賃を支払うことになる。又次年度の家賃算定基礎額の根拠となる収入額の認定に対して毎年2月に収入額の認定通知及び家賃の決定通知がなされており、入居者は市長に対して意見を述べることができ、市長は理由があると認めるときは認定を更正するとしている。

さらにこれとは別に家賃の減免又は徴収の猶予の規定も設けられている
金沢市営住宅条例第16条

市長は次に掲げる特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- ①入居者又は同居者の収入が著しく低額である場合
- ②入居者又は同居者が病気にかかり、その治療に多額の費用が必要になった場合
- ③入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けた場合
- ④その他前3号に準ずる特別の事情がある場合

これを受けて金沢市営住宅の家賃の減免及び徴収猶予取扱要綱が別に定められており、減免対象者としては下記別表に定めるものとされている。

別表

項	減免対象者	減免額											
1	生活保護受給者で減免前の額が生活保護扶助限度額を超えているもの	減免前の家賃から住宅扶助限度額を控除した額											
2	生活保護受給者で病気による入院加療のため住宅扶助の支給を停止されたもの	支給を停止された住宅扶助相当額											
3	年度途中において収入が著しく減少したもの	減免前の家賃から世帯の所得月額平均に応じて再計算して得た家賃の額を控除した額											
4	平均所得月額が単身世帯 45,000 円以下 その他の世帯 57,000 円以下	次の表により算出した額											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均所得月額</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 身 31,000 円以下</td> <td rowspan="2">減免前の家賃 * 5 / 10</td> </tr> <tr> <td>その他 33,000 円以下</td> </tr> <tr> <td>単 身 38,000 円以下</td> <td rowspan="2">減免前の家賃 * 3 / 10</td> </tr> <tr> <td>その他 45,000 円以下</td> </tr> <tr> <td>単 身 45,000 円以下</td> <td rowspan="2">減免前の家賃 * 1 / 10</td> </tr> <tr> <td>その他 57,000 円以下</td> </tr> </tbody> </table>	平均所得月額	減免額	単 身 31,000 円以下	減免前の家賃 * 5 / 10	その他 33,000 円以下	単 身 38,000 円以下	減免前の家賃 * 3 / 10	その他 45,000 円以下	単 身 45,000 円以下	減免前の家賃 * 1 / 10	その他 57,000 円以下
		平均所得月額	減免額										
		単 身 31,000 円以下	減免前の家賃 * 5 / 10										
		その他 33,000 円以下											
		単 身 38,000 円以下	減免前の家賃 * 3 / 10										
その他 45,000 円以下													
単 身 45,000 円以下	減免前の家賃 * 1 / 10												
その他 57,000 円以下													
5	入居者又は同居者が病気のため6ヶ月以上の療養を要する場合の療養時所得が第4項中欄に定める額以下のもの	減免前の家賃から療養時所得を所得月額として再計算して得た家賃の額を控除した額又は療養時所得を平均所得月額として前項の規定を適用して得た額											
6	震災、風水害、火災その他の災害により著しい損害を受けたもの	第1項から第5項までの規定に準じて、その都度市長が定める額											
7	その他市長が特に必要があると認めるもの												

従って、入居手続きや募集申込段階での審査が適正に行われており、家賃算定基礎額の決定が入居者の正しい収入申告に基づいて適正に行われている限り、たとえ入居後に入居者の収入や所得等に病気リストラ等による解雇その他の劇的な変化が生じたとしても、高額な家賃滞納や、不納欠損処分額が発生しないような制度上の仕組みは整備されているものと解する。

(2) 収入未済額及び不納欠損処分類の現状

しかしながら、金沢市市営住宅使用料収入未済額及び不納欠損処分類の現状は次のとおりである。

(単位円)

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
調定済	現年度	978,656,101	1,003,391,401	979,414,164	953,246,286	938,205,530
	滞納繰越	63,646,377	71,070,904	89,735,202	101,832,562	116,132,689
	合計	1,042,302,478	1,074,462,305	1,069,149,366	1,055,078,848	1,054,338,219
収入済	現年度	950,737,744	963,475,262	938,866,281	907,490,452	891,513,649
	収入率	97.15%	96.02%	95.86%	95.20%	95.02%
	滞納繰越	19,266,210	19,196,807	25,082,743	29,220,414	32,583,822
	収入率	30.27%	27.01%	27.95%	28.69%	28.06%
	合計	970,003,954	982,672,069	963,949,024	936,710,866	924,097,471
	収入率	93.06%	91.46%	90.16%	88.78%	87.65%
不納欠損額		1,227,620	2,055,034	3,367,780	2,242,393	3,106,747
滞納	現年度	27,918,357	39,916,139	40,547,883	45,755,834	46,691,881
	滞納繰越	43,152,547	49,819,063	61,284,679	70,369,755	80,442,120
	合計	71,070,904	89,735,202	101,832,562	116,125,589	127,134,001

最近5年間だけを見ても、調定済滞納繰越額は年々増加しており、現年度収入率は減少傾向にある。その結果、平成16年度金沢市市営住宅使用料収入未済額は127,134,001円、不納欠損処分類は3,106,747円に達している。

最近9年間の収入未済額及び不納欠損処分類の推移は次の通りである。

(単位円)

年度	収入未済額	不納欠損額
平成8年度	56,223,667	1,347,726
平成9年度	72,292,907	1,779,022
平成10年度	68,609,681	1,914,614
平成11年度	63,646,377	1,684,497
平成12年度	71,070,904	1,227,620
平成13年度	89,735,202	2,055,034
平成14年度	101,832,562	3,367,780
平成15年度	116,125,589	2,242,393
平成16年度	127,134,001	3,106,747

収入未済額及び不納欠損処分類共に、年度によるバラつきはあるものの増加傾向にあり、5年前の平成11年度と比べると約2倍になっている。

収入未済額は、滞納繰越をして次年度の市営住宅使用料の調定額に含まれるものであり、平成16年度滞納繰越額80,442,120円及び不納欠損処分類

3,106,747 円の内訳は次の通りであった。

(単位円)

年度	調定額 a	収入済額 b	未納額 c(a-b)	不納欠損 d	繰越額 c-d
平成 元年	1,760	0	1,760	0	1,760
平成 2 年	47,050	0	47,050	0	47,050
平成 3 年	89,080	0	89,080	0	89,080
平成 4 年	0	0	0	0	0
平成 5 年	235,500	0	235,500	0	235,500
平成 6 年	889,500	0	889,500	0	889,500
平成 7 年	3,377,720	8,100	3,369,620	5,000	3,364,620
平成 8 年	4,890,454	40,000	4,850,454	258,414	4,592,040
平成 9 年	5,562,400	26,700	5,535,700	455,800	5,079,900
平成 10 年	4,587,342	0	4,587,342	348,300	4,239,042
平成 11 年	8,230,093	320,080	7,910,013	2,039,233	5,870,780
平成 12 年	9,213,400	277,520	8,935,880	0	8,935,880
平成 13 年	13,845,801	2,307,980	11,537,821	0	11,537,821
平成 14 年	19,399,655	7,023,542	12,376,113	0	12,376,113
平成 15 年	45,762,934	22,579,900	23,183,034	0	23,183,034
合計	116,132,689	32,583,822	83,548,867	3,106,747	80,442,120

II 監査要点、監査手続及び監査結果

① (監査要点)

督促及び徴収に関する事務は適切に行われているか。

(概 説)

滞納世帯数の状況は、現年度3ヶ月以上の滞納世帯数247世帯(入居総管理戸数の約7.6%)となっており、内退去世帯数は18世帯である。

現年度3ヶ月以上の滞納金額は、42,318,187円であり、滞納者全体の中での個人最高滞納額は1,471,630円となっている。

(監査手続)

滞納家賃に対する督促や催告等の回収施策が適切かつ有効に実施されているかどうかを、担当部署へのヒアリングにより確認した。併せて家賃滞納者の実態調査も行った。

(監査結果)

平成17年5月現在滞納月数15ヶ月以上の滞納者の内、上位12人を抽出しその実態を調べた。

(金額単位円)

順位	滞納月数	滞納金額	状 態
1	7 9	1,471,630	生活保護受給者
2	2 2	1,279,300	給与所得者
3	3 3	1,246,880	給与所得者
4	3 0	1,037,400	給与所得者
5	5 1	967,100	受刑中
6	2 9	906,600	給与所得者
7	2 1	830,500	営業・母子家庭
8	5 9	781,000	生活保護受給者
9	4 8	770,400	無職
1 0	1 7	762,900	給与所得者
1 1	2 9	735,800	無職・母子家庭
1 2	2 0	698,300	給与所得者

なおN○11は最近退去し、その後行方不明となっているものであるが、それ以外はすべて、現在も入居中のものである。

上記市営住宅使用料高額滞納者について、さらに詳しくヒアリング等により生活状況等を調査したところ、下記の実態が判明した。

生活保護受給者については生活保護受給決定以降の住宅使用料を委任払いとしているため、生活保護受給開始以降の住宅使用料の滞納は発生していない。従って、上記滞納金額は生活保護受給開始以前の滞納分である。

給与所得者であるにもかかわらず、住宅使用料の滞納があるのは、他に借金等があり、給与所得がそちらの返済に優先的に廻されてしまうからである。すなわち、サラ金等の取立のほうがかたく、市営住宅の家賃等の支払いは、そのような者たちにとっては、後回しでよいという意識が優先している実態がある。

次に上記市営住宅使用料高額滞納者のうち、金沢市市営住宅条例第16条及び金沢市市営住宅条例施行規則第15条に規定する家賃の減免措置に基づく減免申請をしているのはN○9の者だけであった。

また、現在住宅使用料を分納によって、納入しているものはN○3, 6, 10, 12である。

以上の結果、市営住宅使用料を納入しようという意識が全く欠如しており、悪質と思われる高額滞納者はN○2, 4, 7と上位12人中だけでも3人も存在しており、滞納者全体ではかなりの人数になると推測される。

ではなぜ、このような悪質と思われる長期滞納者が、現在も退去せず入居し続けているのか、滞納整理事務と明渡し訴訟にいたる手続を検討した。

金沢市市営住宅課による滞納整理及び明渡し訴訟にいたるまでの事務手続マニュアルによれば、運用手順は次の通りである。

手順	内 容	備 考
1	滞納が発生する	毎月末
2	督促状を発送する	20日以内
3	文書、訪問、電話による催告	毎月後半 (年3回の休日催告と毎月の夜間催告)
4	納付指導、現況調査	啓發文書、収入申告書配布
5	3ヶ月以上の滞納者に明渡し予告をする 連帯保証人に完納指導要請書を送付する	各担当による
6	6ヶ月以上の滞納者に退去勧告書を送付する 連帯保証人に連帯保証債務の請求をする	局長名による
7	8ヶ月以上の滞納者を直接訪問し、明渡し予告 を手渡し又は投函する。	
8	課内会議で対象者を決定する	12ヶ月以上のものをピックアップして状況を調査の上決定する
9	内容証明郵便による明渡し請求書を送付する	訴訟担当による送付
10	契約を解除する	訴訟担当による送付
11	訴えの提起の市長専決処分・提訴	訴訟担当による送付

(参考) 平成16年度における明渡し訴訟を行った件数は9件であった。

上記運用手順に従えば、長期滞納者のうち提訴対象者となる選定基準は12ヶ月となるが、上記手順8において、12ヶ月以上の者について現況等を調査した上で課内会議において決定するため、12ヶ月以上の者すべてが提訴対象者となるわけではない。

市営住宅家賃回収促進策としては、住宅管理担当職員による毎月末の各担当住宅の滞納者に対する文書催告及び随時の電話催告、訪問催告等の他にも、毎年7月、12月の滞納整理強化月間には、課員全員による訪問催告を実施している。

そこで、運用手順3に定める訪問による催告件数を調査したところ次の通りであった。

年度別訪問件数

年 度	H12	H13	H14	H15	H16
訪問件数	1,786	1,704	1,631	1,113	981

年度別収入未済額の推移表と比較検討すると、訪問催告の減少につれて収入未済額が増加しているが、訪問催告件数の減少は回収可能性を重視して絞り込んでいるためであり収入未済額の増加との因果関係はないと認められる。

金沢市営住宅条例第44条によれば入居者が家賃を3ヶ月以上滞納した場合、市長は入居者に対して市営住宅の明渡しを請求することができる。

金沢市市営住宅課による滞納整理及び明渡し訴訟にいたるまでの事務手続マニュアルは上記条例に従ったものであるが、現実に明渡し請求書を送付

するのは、12ヶ月以上の滞納者の中から、現況を調査の上、課内会議で絞られた対象者に対してだけである。

現在の滞納月数 15ヶ月以上の高額滞納者のうちには、給与所得がありながら、市営住宅使用料を納入しようという意識が全く欠如しており悪質と思われる高額滞納者が上位 12人中だけでも 3人も存在している事実があることから、滞納整理に関して速やかな対応が求められる。

条例 44条に定める「住宅の明渡し請求」とは、明渡し予告にとどまらず、実際に明渡し請求書を送付することと解釈する。

【指摘】

明渡し予告をした3ヶ月以上の滞納者については、連帯保証人に対して完納指導要請書を送付し、それでも納入されない場合は条例に基づいて滞納者の現況を充分調査の上、市営住宅使用料を納入しようという意識が全く欠如しており悪質と認められる滞納者に対しては速やかに明渡し請求手続が取れるよう、事務手続マニュアルに定める期間の短縮を図るべきである。

② (監査要点)

不納欠損処分は適切に行われているか。

(概 説)

金沢市は平成16年度の住宅使用料の不納欠損を3,106,747円計上するが、これは、「再三の調査にもかかわらず、行方不明のために徴収不能であり、また5年を経過したことにより消滅時効(民法169条「定期給付債権の短期消滅時効」)が成立するため」を理由としている。

市営住宅使用料の時効については、民法169条の定期給付債権の短期消滅時効と同174条の2の判決で確定した権利の消滅時効とがある。

(監査手続)

平成16年度の住宅使用料の不納欠損処分の個人別調書を閲覧した。

(監査結果)

個人別調書の記載では、最も古いものは納期限が平成8年3月31日に到来しているものであった。そして不納欠損の理由はすべて「行方不明」となっていた。

行方不明者については時効成立を理由とする不納欠損処分を待つしかないであろうが、矢張り滞納が発生した初期の段階での対応が必要ということであろう。

③ (監査要点)

延滞金等は適切に徴収されているか。

(監査手続)

滞納に対する抑止効果策としてのペナルティーに関する規定の内容と運用について検討した。

(監査結果)

金沢市は、平成元年度から15年度繰越分の市営住宅使用料滞納繰越額と

して、80,442,120円を調定するが、上述の不納欠損処分額、滞納繰越調定額共に、市営住宅条例に基づく罰則金及び滞納期間にかかる延滞金等は含まれてはいない。

市営住宅は公営住宅法に基づいて建設運営管理が行われているものであるが、公営住宅法においては、第32条第4項で入居者が家賃を3ヶ月以上滞納した場合下記のように罰則規定を定める。

(公営住宅の明渡し)

第32条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して公営住宅の明渡しを請求することができる。

1. 入居者が不正の行為によって入居したとき。
2. 入居者が家賃を3ヶ月以上滞納したとき。
3. 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
4. 入居者が第27条第1項から第5項までの規定に違反したとき。
5. 入居者が第48条の規定に基づく条例に違反したとき。
6. 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該公営住宅を明渡ししなければならない。

3 事業主体は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けたものに対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払いを受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 前項の規定は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより事業主体が当該入居者に損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

5 事業主体が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨の通知をしなければならない。

すなわち、入居者が家賃を3ヶ月以上滞納した場合には、住宅の明渡しを請求することができ、その場合には、損害賠償の請求を妨げるものではないとする。

これを受けて、金沢市営住宅条例も第44条第4項において同様の規定を設けている。

金沢市営住宅条例

第44条第1項

市長は次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。

1. 入居者が不正の行為によって入居した場合
2. 入居者が家賃を3ヶ月以上滞納した場合
3. 入居者が市営住宅又は共同施設を故意に損傷した場合
4. 入居者が第12条、第13条及び第24条から第29条までの規定に違

反した場合

5. 市営住宅の借上げの期間が満了する場合

第4項

市長は、市営住宅について第1項第2号から第4号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた入居者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃に相当する額の金銭を徴収することができる。

さらに、同19条においては、延滞金にかかる規定として、市長は、入居者が納付期限後に家賃を納付する場合においては、当該納付すべき家賃の金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を徴収すると定める。

金沢市営住宅条例

第19条第1項

市長は、入居者が納付期限後に家賃を納付する場合においては、当該納付すべき家賃の金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を徴収する。

第2項

市長は、入居者が納付期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金額を減免することができる。

しかしながら、上述したように平成16年度の住宅使用料の不納欠損処分額3,106,747円、平成元年度から15年度繰越分の市営住宅使用料滞納繰越額としての80,442,120円には、条例に定める延滞金や罰則金等は含まれてはいない。

このうち、19条の延滞金は、税であれば延滞税に相当するものであり税金が定められた期限までに納付されない場合には納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて利息に相当する延滞金をかけることによって、期限内納付を担保しようとするものであり、それなりの抑止効果が認められている。

また、44条第4項の罰則金は、税であれば加算税に相当するものであるがこれも過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税等は、税務行政上のペナルティーとして機能していることは周知である。

市営住宅条例第44条4項に定める家賃を3ヶ月以上滞納している者に対するペナルティーとしての罰則金規定は実質的に死文化しており、滞納者に対する明渡し請求に際して条例に定める罰則金の請求は行われておらず、4項に基づくペナルティー効果は機能していない。

また市営住宅条例第19条1項に基づく延滞金の徴収についても、滞納発生後の文書による催告状に添付される明細には形式的に延滞金が明示されているものの3ヶ月以上の滞納者に関する限り元本返済が優先であり、実質的

には徴収はされておらず、これも形骸化している。

市営住宅使用料は住宅使用に対する対価であり、きわめて応益性が高い故、滞納者に対するペナルティーとしての罰則金や延滞金に関する規定はより厳格に適用されなければならないものである。滞納者の経済的状況を考慮すれば、実務上徴収が不可能な実態は理解できるものの、条例に基づく延滞金や罰則金を徴収できないと判断するのであれば、滞納者がどのような状況に陥ったときに、延滞金や罰則金の徴収を放棄するのか等の判断の基準は最低限必要と思われる。

【意見】

滞納に対するペナルティーとしての罰則金や延滞金の徴収規定を厳格に適用する必要がある。

III 後記

金沢市営住宅の申し込みに関する収入基準は原則として一般の世帯であれば所得月額が200,000円以下である。

なお家賃額は下記の計算式で決定される

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times (\text{住宅専用面積} \div 70 \text{ m}^2) \times \text{経過年数} \times \text{利便性係数}$$

家賃算定基礎額は世帯の所得月額に応じて決められている

所得月額	家賃算定基礎額
123,000円以下	37,100円
153,000円以下	45,000円
178,000円以下	53,200円
200,000円以下	61,400円

金沢市営住宅の住宅番号別家賃を、コンピューターで検索閲覧したところ、最低は2,500円であり、10,000円以下も約30件であった。

上記はもちろん家賃の減免申請があった場合における、それらも考慮した結果であるが、近傍同種家賃と比較した結果もかなり低い水準であった。

家賃対策補助があるためこうした比較的低額の家賃となっている市営住宅使用料は極めて応益性が高く、所得に応じて負担額に差をつけた応能性も加味されていること、また、減免規定も設けられていることからすると本来なら滞納といった問題は生じないはずのものである。

また、応益性が高い使用料の不払いは不公平の原因でもある。不払いは不公平につながるものであるから、滞納原因は上述したようにパターン分析し、たとえば所得があるのに家賃を支払わないなどの者に対する明渡し請求等は厳格に実施すべきであり、未払が条例に定める期間を超えれば、法的手段に訴えてでも、明渡し請求すべきである。こうした一連の事務においては、費用対効果よりも公平性確保の視点をより重視すべきであると考えらる。

現在の事務手続マニュアルによる運用手順での明渡し請求にいたるまでの手続はいかにも悠長であるとの感が否めない。

第6 生活保護費還付金収入未済額の管理・事務について

I 概要

生活保護とは、国及び地方公共団体が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、健康で文化的な生活水準を保障するとともにその自立を助長することをいう（生活保護法第1条）

生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助および葬祭扶助の8種からなり、これらの扶助は、要保護者の年齢別・性別・健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して単給又は併給として行われる（同法9条、11条）

すなわち生存権の理念に基づくもので資産調査を前提として無差別平等になされる給付であり、給付は原則として金銭給付によるものである。

国と地方との負担の割合については所謂三位一体改革の争点部分ともなった経緯がある。

生存権を保障する制度としての生活保護制度は、地域住民の相互扶助という問題ではなく、国家が国民に対して約束する、国民としての当然の権利に係る制度であり、国の責任において将来に亘って存続させなければならないと考える。

他方、従来から生活保護に関しては不正受給に関する問題が指摘されているという事実がある。

生活保護費還付金収入未済額とは、不正受給・過大受給が判明し返還を請求することとなったために発生した返還未収金である。

不正受給は勿論許されないことであるので、未然に防止する努力が払われなければならない。そこで生活保護の不正受給防止のための管理が適切になされているかどうかは制度を維持するためにも重要なポイントになる。

II 監査要点、監査手続及び監査結果

（監査要点）

収入未済額の発生原因の把握、滞納者に対する対応及び不納欠損処分が実態に応じて適切に実施されているかどうか。

（概 説）

生活保護法は費用の返還義務について次のように定めている

第63条

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない

第 78 条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせたものがあるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、そのものから徴収することができる

従って、生活保護費還付金には、63条対象返還金と78条対象返還金とがあることになる。

金沢市における生活保護費還付金収入未済額の概要は以下の通りである。
生活保護費還付金の平成16年度収入未済額は、18,715,685円であり、毎年増加の一途をたどっており、平成17年度の収入未済額は、20,000千円に達する見込である。

生活保護費還付金年度別推移

(単位円)

年度	調定額①	収入額②	不納欠損③	収入未済額 ①-②-③	収入率 (%)
平成10年度	27,359,657	25,059,606		2,300,051	91.6
平成11年度	22,240,225	15,273,049		6,967,176	68.7
平成12年度	32,963,753	24,957,354		8,006,399	75.7
平成13年度	26,046,539	16,401,731	1,726,919	7,917,889	63.0
平成14年度	32,326,703	22,548,541		9,778,162	69.8
平成15年度	33,174,985	20,861,333	760,207	11,553,445	62.9
平成16年度	68,005,553	49,289,868		18,715,685	72.5

生活保護は国の受託事務であり、生活保護の実施にあたっては、下記の算式に基づく生活保護負担金（国庫負担金）が支給される

$$\text{生活保護負担金} = (\text{生活保護費} - \text{生活保護費還付金収入調定額}) \times 3/4$$

生活保護費還付金収入調定額とは上記生活保護費還付金年度別推移における①であり、収入未済額の増加は、次年度の調定額を増加させるため、国庫負担金の減少、金沢市の負担の増加によって、金沢市財政に必要以上の負担を招くことになる。

生活保護の受給に際しては、申請段階で生活保護法第29条に基づく収入及び資産の調査が実施される。

従って、申請段階での収入及び資産調査が適切に行われている限り、生活保護法第63条及び第78条に基づく費用の返還はある程度は抑制できるはずである。

金沢市における生活保護法第29条の収入及び資産調査事務に関しては石川県の事務処理マニュアルに基づいて行われている。

県事務処理マニュアルによる、収入及び資産調査の概要を下記に抜粋する。

事務処理マニュアル

「収入調査」

ア 勤労収入

勤労収入については、被保護者から毎月定期的に給与明細書の提出を求めるほか、他の収入も含めた収入申告書を毎月提出させることを原則とするが、申告の内容に疑義がある場合や申告がなされない場合には福祉事務所から雇用主や市町村税務担当課等へ調査（照会）を行う場合も考えられる

イ 事業収入

事業収入についても、勤労収入と同様に被保護者からの申告を原則とするが、申告内容に疑義等がある場合は、仕入先や卸（販売）先、市町村税務担当課等調査（照会）を行う場合も考えられる。

ウ 公的年金等の収入

公的年金等を受給している者については、原則として被保護者本人からの年金証書や支払通知書等の提出と収入申告書の提出により認定を行うが、証書等を紛失した場合や申告の内容に疑義がある場合、申告がなされない場合には市町村年金担当課等関係機関に対して調査（照会）を行うこととなる。

また、年金加入期間や受給資格の有無について調査・確認を要するケースについても調査（照会）を行う場合もある。

留意点

- ①被保護者に福祉事務所として雇用主等に対して調査を行う旨必ず説明を行うこと
 - ②福祉事務所の調査により、結果的に被保護者の雇用に悪影響（解雇等）がでる恐れがないかどうか充分検討すること。
- (注) 保護受給中のケースについては、申告された（収入認定を行った）収入の内容についての検証を行うため、最低年1回は市町村税の課税資料との突合を実施して下さい。その結果、申告内容と大幅な差異がある場合はその原因（理由）を確認のうえ、必要な措置をとること。

「資産保有状況調査」

土地・家屋等の資産については、保護開始時での申告・調査により把握されているが、その後売却等による処分が行われることも考えられる。原則は、被保護者本人の届出によることとするが、定期訪問時等に地区担当員が確認することも必要となる。

- (注) 保護受給中のケースについては、申告の有無に関わらず、年1回は市町村の固定資産台帳との突合を行い、資産の状況に変化がないかを確認して下さい。その結果、資産の減少・増加等開始時と相違がある場合はその内容を確認のうえ、必要な措置をとること。

生活保護費還付金収入未済額の発生年度別事由別内訳は次の通りである。

(単位円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
戻入繰越	1,000,042	2,273,582	4,064,122	6,243,747	10,555,911
63条対象	6,080,401	4,358,351	4,188,084	3,579,217	4,105,457
78条対象	925,956	1,285,956	1,525,956	1,730,481	4,054,317
合 計	8,006,399	7,917,889	9,778,162	11,553,445	18,715,685

戻入繰越とは過年度返還金であり、過年度に生じた63条及び78条対象返還金が含まれているが、平成16年度分の内訳は次の通りである。

平成16年度戻入繰越の内訳

(単位円)

63条対象返還金戻入繰越	3,235,217
78条対象返還金戻入繰越	1,577,581
そ の 他	5,743,113
合 計	10,555,911

78条対象返還とは、各種所得が判明した結果、特に悪質であると認められる不正受給であり、毎年増加し続けている。

なお、63条対象返還金と78条対象返還金との違いは、返還発生事由の悪質具合によるものである。

その他は、生活保護法に基づく保護の実施要領「局第6-2(3)入院患者の基準生活費の算定について」に基づく支給額の減額修正がなされたために発生した過大支給分の返還金である

すなわち、実際には1ヶ月以上入院した場合に保護費を前払いしていることから発生した返還金であった。

平成16年度の78条の収入未済額の調定内容別内訳は次のとおりである。

78条対象収入未済額

(単位円)

調定内容	件数	収入未済金額
給与収入未申告	27	3,238,462
年金収入未申告	2	815,855
合 計	29	4,054,317

生活保護法が憲法の生存権の理念に基づくものである以上、返還金の督促手段としての財産差押や、代物弁済等の強制的回収手段は採用しにくい事情がある。従って公平性の観点からは、いかにして事前に不正受給の発生を防止するかが重要となる。

(監査手続)

担当部署へのヒアリングを行い、事前調査及び督促事務の執行状況を検討

した。

(監査結果)

1. 収入調査について

生活保護費受給申請時に行う収入調査は石川県の事務処理マニュアルに準じて行っているが、申請主義に基づく保護決定の段階での調査には限界がある。事実、特に悪質であるとされる78条対象の不正受給者は平成16年度で29件、総額4,054千円発見されている。

石川県の事務処理マニュアルでは受給開始決定後に年1回は課税資料や固定資産台帳との突合を要求しているが、これにより発見されたものである。しかし、申請時に課税資料により過去の就労実績を把握し、それを判断資料として活かせば上記不正受給の内2,075千円は未然に防げた可能性がある。

不正受給を未然に防止することができれば、その後の督促以降の事務は必要なくなる。

【意見】

生活保護費受給申請時に行う収入調査において、課税資料により過去の就労実績を把握して、不正受給の未然防止に役立てる必要がある。

2. 督促方法について

返還を求める事実が発生した後の手続は次の通りである。

- ①調査により返還発生の実事をつかんだ時点で、被保護者に対し資料(年金証書等)の提出を指示する。
- ②被保護者とは話し合いを続けながら、返還が生じるのでお金を残しておくように指導する
- ③資料がそろった時点で調定を行う。
調定は原則として一括調定で行い、分割誓約書を取得できたケースでは分割調定を行い、分割納付書を作成して被保護者へ交付する。
返還額が大きい場合や既に費消してしまっている場合などは分割払いとし、毎月の窓口支給時に、被保護者から直接返還金を納付させる
- ④ケースワーカーは定期的に訪問しているので経済状況に応じて支払いを督促する。

ただし、返還原因事実が発生しても直ちに保護が打ち切られるということではなく、平成16年度の調定決定後の保護状況について調査したところ、保護が打ち切られたのは78条対象返還金で2件、63条対象返還金ではゼロであった。

なお、収入認定により保護が減額されたものは、78条対象返還金で3件、63条対象返還金では8件であった。

現在の事務の処理状況をみると、返還原因事実が発生してから調定にいたるまで時間が掛かりすぎている。

63条、78条の費用返還事務は事前調定である。課税資料等による調査により返還の事実を掴んで後、被保護者から年金証書などの提出を受け事実が確認できたら調定が行われ被保護者に対して還付金決定通知書を送付する。この間の所用期間を平成16年度調定の内、年度末に未納となったものについて調査(26件中)したところ、平均で、約5ヶ月、最大で11ヶ月を要していたものがあつた。

この間、被保護者との話し合いに時間が掛かることも考えられるが、保護費全額が従前どおり支給され続ける事実は金沢市財政に必要以上の負担をかけるものである。

返還原因事実を把握し、減額支給の検討をしている間にも従前通り全額振込支給しているケースが散見された。

さらに、返還金が発生し、かつ未納となっているケースについても、窓口払いとせず振込みによる支給が継続されているケースも見られる。

【意見】

不正受給の事実を把握した段階で振込みを中止し、窓口払いに切り替えると共に、窓口においてケースワーカーなど市職員が連携して被保護者に対処し、返納を促すことのできる体制を構築する必要がある。

3. 所謂、隠れ就労について

生活保護世帯には、サラ金等に対する借金を抱えているものが多く、返済のために収入を得ようと、隠れて就労し収入を申告しないケースがある。

このような隠れ就労による収入の未申告額は、不正受給として保護費の返還を求めることになるが、不正受給者本人の立場からすれば、もともと借金返済のために得た収入であるため、不正受給が判明し返還が決定した時点では、すでにサラ金等への返済等によって費消されてしまっていることが多く、その結果収入未済額として残ってしまうという背景がある。

しかし、このような隠れ就労についてはケースワーカーが直接現場に出向いて(家庭訪問)行う生活状況の把握により注意深く努めていれば発見できる余地があると考えられる。

被保護者の生活実態及びその変化の把握と不正受給防止そして保護費の返還金が発生した場合には、その弁済について、事情を説明して説得することもケースワーカーの重要な職務である。